平成２９年（フ）第４６７号
仙台市太白区長町南４丁目12番５号　コーポ小池201
債務者　高橋　久美
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４８７号
千葉市稲毛区作草部１丁目８番11号　ロッキー作草部202号、申立時の住所千葉市稲毛区作草部１丁目１番66号　ハイム古川202号
債務者　増田　英世
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４８８号
千葉市稲毛区作草部１丁目８番11号　ロッキー作草部202号、申立時の住所千葉市稲毛区作草部１丁目１番66号　ハイム古川202号
債務者　増田　礼子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５８６号
千葉市中央区院内２丁目５番27号　アンビション院内203号
債務者　中島　茂樹
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６００号
千葉市緑区誉田町１丁目138番地39　カームダウンハイツＣ101号
債務者　富田　和夫
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６１５号
千葉県市原市五井1930番地１　ミューゼ202
債務者　中村早百合
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６３３号
千葉県市原市五井東３丁目36番地５
債務者　君塚　信一
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６３４号
千葉県市原市西五所22番地３
債務者　白戸　賢治
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６６８号
千葉県船橋市前貝塚町535番地１　ソレイユ華505号
債務者　紺野　順子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６８５号
千葉県市原市ちはら台西５丁目５番地４　サンセール陽光・市原Ｂ―202
債務者　淺妻　菜美
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６６号
富山県小矢部市矢水町307番地２　矢水町第１住宅Ａ棟24号室
債務者　中村　康志
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第６９号
富山県砺波市鷹栖483番地、前住所大阪府摂津市鳥飼西４丁目２番６号
債務者　上田麻里子
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１７４号
山梨県笛吹市石和町唐柏492番地　サンビレッジ河野Ｂ―101、前住所山梨県甲府市大里町1682番地　みない住宅１号
債務者　大久保康二
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
山梨県笛吹市石和町松本416番地22　シャングリラ石和101、前住所山梨県笛吹市石和町唐柏737番地１　エクセレントプラザ石和403号
債務者　中込　千春
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８０号
山梨県甲府市山宮町2092番地13
債務者　池田　友和
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３１号
静岡県富士宮市上井出23番地の１メゾン狩宿Ｃ棟１階102、前住所静岡県富士宮市上井出126番地の５
債務者　佐野　哲生
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで　静岡地方裁判所富士支部